

有効期間満了日 令和8年3月31日  
熊生環第336号  
令和6年6月18日

警察における電磁石銃等の引取りの実施要領について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定する電磁石銃については、改正法の施行の際現に所持している場合、改正法の施行の日から起算して6月を経過するまでの間に適切な措置（所持許可の申請、廃棄等）をとらなければならないとして、警察における電磁石銃等の引取りの具体的な実施要領については下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 無償での引取り方針について

改正法の施行の際現に電磁石銃を所持し廃棄を希望する者から可能な限り電磁石銃を回収するため、危害予防上の観点から、警察署において無償で電磁石銃を引き取ることとする。

2 引取り対象

法第2条第1項第3号に規定する電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。）のほか、電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であってその威力が明らかでないものや金属性弾丸を発射する動力が電磁石の磁力であるか必ずしも判然としないものの引取りを求められる可能性もあることから、引取りの対象は、電磁石銃等（金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、電磁石を使用するものをいう。以下同じ。）とする。

また、電磁石銃等としての機能に障害があるもの若しくはその構成部品の一部に欠損があるもの又は金属性弾丸の引取りを求められた場合にも、電磁石銃等の悪用を防止する観点から、これに応じること。

2 引取り期間

電磁石銃等の引取りは、改正法の公布日から経過期間（改正法の施行日（当該公布日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日。以下同じ。）から起算して6か月を経過する日までの間をいう。以下同じ。）が終了する日までの間行うこととする。

3 引取りの具体的な手続

(1) 引取りの形態

電磁石銃等の所持者からの処分依頼に基づき引き取ることとする。

(2) 処分依頼書の提出

電磁石銃等の引取りに当たっては、別記様式1（電磁石銃等処分依頼書）に

所持者が必要事項を記載したものを現物に添えて提出させることとする。

また、別記様式1に記載の

○ 所有権を放棄し、警察に処分を一任すること

○ いかなる理由があっても返還を求めないこと

については、改めて口頭で明確に確認を求めること。

なお、電磁石銃等を自作している者が存在することも想定されるところ、自作の電磁石銃等を引き取る場合には、別記様式1の「購入場所等」欄に自作である旨を記載することとし、「メーカー名」欄や「モデル名等」欄を記載することは要しない。

#### (3) 本人確認の実施

事後の紛議の防止等のため、処分依頼書の提出時に併せて身分証明書の提示を求めること。

#### (4) 電磁石銃等を持参した者が所有権を有しないと申し立てた場合の手続

電磁石銃等を持参した者が所有権を有さず、所有権放棄ができない旨申し立てた場合には、別記様式1に加え別記様式2（委任状）を提出させるとともに、当該持参者の本人確認を実施すること。

#### 4 引き取った電磁石銃等の適正な保管管理等

処分依頼の受付は2人以上で対応することとし、処分依頼書等については必ず署長決裁を受けるとともに、別記様式3（電磁石銃等引取り状況管理表）に登載し、引き取った電磁石銃等が滅失することのないよう、適正な保管管理に努めること。

なお、引き取った電磁石銃等のうち、電磁石銃に該当する可能性の高いものについては、必要に応じて、警察庁において執務の参考とすることもあり得ることから、特段の事情のない限り処分せずに保管の上、下記担当に報告すること。

#### 5 報告

引き取った電磁石銃等の取り扱い件数については、別記様式3により、毎月5日までに、生活環境課許可等事務担当室指導・管理係宛てにメールで報告すること。

※ 別記様式（略）